

○須高行政事務組合職員定数条例

(昭和41年12月26日条例第2号)

改正 昭和45年9月30日 条例第5号

昭和49年9月7日 条例第2号

昭和52年6月15日 条例第3号

令和元年10月25日 条例第4号

(定義)

第1条 この条例で「職員」とは、一般職の常勤の職員（会計年度任用職員及び休職にされた職員を除く。）をいう。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、4人（併任1人）とする。

第3条 前条の定数の配分は組合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年9月30日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年9月7日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年6月15日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年10月25日条例第4号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。